

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◇ 寄付金の支出時期

Q: 決算対策として未払寄付金を損金処理しましたが、対策にはならないと聞きました。どういふことでしょうか。

A: 税務上、寄付金の具体的な支出額は、現金主義により算定されますので実際に支払があつてはじめて寄付金の支出があつたものとされます。

したがつて、決算時に未払寄付金として損金処理されたものは、当期の支出分に含まれず別表四において加算されることとなります。

ですから、当期の決算では、未払寄付金を損金処理してもしなくても税額は同じだといふことです。

決算対策にするといふことであれば、期末までに現金または小切手で支出しなければなりません。

また、未払寄付金と同様に別表四で加算されるものとしては

- ・ 期日未到来の手形払寄付金
- ・ 前期までの仮払寄付金

などがあります。

一方、これとは逆に、当期において、寄付金として損金処理していないにもかかわらず当期の支出分として別表四で減算処理されるものには次のようなものがあります。

- ・ 仮払寄付金
- ・ 当期中期日到来の手形払寄付金
- ・ 前期までの未払寄付金のうち当期支出分

